

体験型学び講座「First Year Program in KYOTO」お申し込みをご検討のみなさまへ（概要書面）

体験型学び講座「First Year Program in KYOTO」（以下、「本講座」といいます）のお申し込みにあたっては、事前に下記事項を必ずご確認くださいませよう願いたします。

立命館生活協同組合

【ご確認ください】

※内容を十分お確かめ下さい

本講座は、1年間を通じて大学生としての学びと成長を支援することを目的として、講義やワーク、企業・団体や地域での活動、その他の諸活動を通じてその実現をはかります。講座の実施にあたっては大学生協事業連合学び支援事業部（以下「講座事務局」）が運営にあたります。

1. 役務の内容及びご購入いただく商品、及びその費用については以下の通りです。（単位：円／消費税含む）

講座（全14回／対面午後までの実施回昼食代含む）	56,000	SEQ 行動特性検査受診料（2回パック）	4,900
チャレンジプログラム（全2回）	28,000	テキスト・教材費	10,100
		受講料合計	99,000

- 上記受講料は、ご入学予定の各大学生協の定める方法及び期限によりお支払い下さい。

2. 本講座は2023年4月～2023年12月までの期間で開講します。
3. 本講座に関わるテキスト・配布資料・その他の印刷物、音源・画像・動画データなど（以下、「教材」といいます）を講座事務局及び入学予定の各大学生協（以下、「大学生協」といいます）に無断で複製・複写・中継等、申込者以外が利用できる状態にすることは一切できません。
4. 本講座は大学生協組合員が参加することができ、これを受ける権利を他人に譲渡することはできません。

5. クーリング・オフに関する事項

- (1) 本講座は、受講料を所定の大学生協窓口が受理した時点をもって契約の成立とします。
- (2) 契約書面を受け取った日を含む8日間は、書面により無条件に本講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。
- (3) 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を大学生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。
- (4) この場合は、お申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。既に本講座受講料（教材代金含む）の全部または一部を支払われている場合は、速やかに大学生協よりその金額の返還をうけることができます。
- (5) クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日を経過するまでは、クーリング・オフができます。

6. 中途解約（クーリング・オフが可能な期間の経過後の契約解除）に関する事項

- (1) 第1回講座の開始前までの契約解除の場合、受講料（教材代金含む）から違約金15,000円、及び使用された教材がある場合はその価格相当額を差し引いて返金いたします。
 - (2) 第1回講座開始後の契約解除の場合、受講料（教材代金含む）から①・②を差し引いた金額を返金いたします。
 - ① 解約申し出日までに実施された講座およびチャレンジプログラムの対価に相当する受講料（解約お申し出までに実施済みの回数に講座の単価4,000円、開始済みのチャレンジプログラムの単価14,000円をかけた金額）及び使用された教材の価格相当額。
 - ② 受講料から①の金額を控除した残額の20%に相当する金額、または50,000円のいずれか低い金額。
7. 本講座の申込者は、本人の責任において個人賠償責任保険に加入するものとします。
8. 本講座では講座の品質管理、効果測定、及びその他の教育的目的と普及のために、録音・録画・撮影を行うことがあります。これらは原則として講座内及び事務局・講師の管理の下でのみ視聴できるものとします。普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を個人の特定ができない状態にすることを申し出ることができるものとします。
9. 本講座の申込者は、本人の責任において個人賠償責任保険に加入するものとします。
10. 本講座の受講日や実施場所、軽微な役務の変更がある場合は、受講者宛に電話またはメール等の電子的手段にて告知を行います。
11. 本講座の運営に関する個人情報は、入学予定の各大学生協の個人情報保護方針に則って管理します。
12. この書面でない事項については入学予定の各大学生協の約款の定めによります。

以上